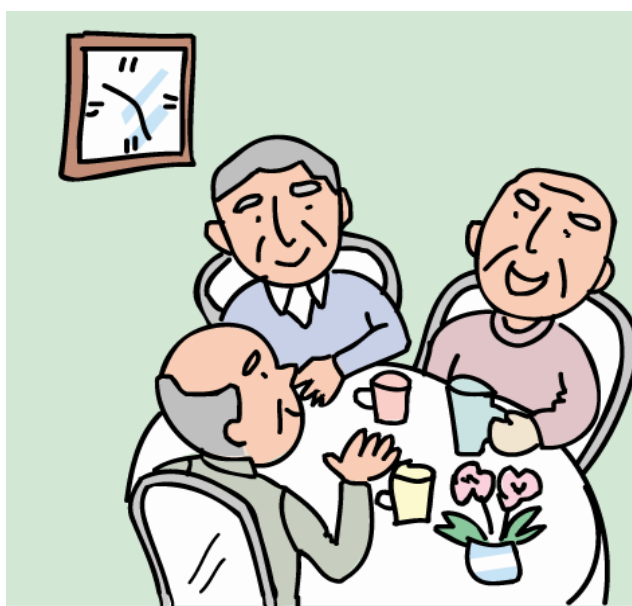


あなたが笑うと🌸

こんなにうれしい🌸



高齢者虐待の防止は地域の見守りから



印西市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会

高齢者虐待防止法について

高齢者虐待防止法では、高齢者を65歳以上と定義し、虐待者については、自宅等で高齢者の日常生活において何らかの世話をしている家族などの「養護者」と、施設サービスや介護サービス事業に従事している「養介護施設従事者等」に分類し、「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」を「高齢者虐待」と言います。

対象者が65歳未満では対応しないという訳ではありません。施設等での虐待では、65歳未満であっても利用している人はこの法律により対応が図られます。また、高齢者虐待防止法の他に障害者虐待防止法やDV防止法などにより対応することもあります。

虐待の種類

高齢者虐待には5つの種類があります。

区分	具体例
身体的虐待	暴力的行為（殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる など） 危険行為（刃物を近づけたり、物を投げつけたりする など） 医学的診断に基づかず、痛みを伴う行為（リハビリなど）を強要する など
介護・世話の放棄・放任	必要とされる介護や世話、医療受診を怠り、高齢者の生活環境や身体や精神状態を悪化させる など
心理的虐待	怒鳴る、罵る、威嚇的な発言、「死ね」など侮辱的なことを言う 意図的に無視する、侮辱を込めて子どもあつかいする など
性的虐待	排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する キス、性器への接触、セックスを強要する など
経済的虐待	日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 本人の自宅等を本人に無断で売却する など

(1) 虐待の早期発見

- ✚ 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
 - ✚ 昼間でも雨戸が閉まっている。
 - ✚ 庭や家屋の手入れがされていない、また放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
 - ✚ 郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になってる、電気メーターがまわっていない。
 - ✚ 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払を滞納している。
 - ✚ 気候や天候が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
 - ✚ 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
 - ✚ 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、また嫌がられる。
 - ✚ 配食サービス等の食事がとられていない。
 - ✚ 薬や届けた物が放置されている。
 - ✚ 道路に座り込んでいたり、徘徊している。
- ※ 3ページ4ページの高齢者虐待発見チェックリストも参考にしてください。



高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報するよう努めなければならないと規定しています。このため虐待かどうかの判断をする必要はありません。「虐待かな？」と思ったら相談してください。

相談したからと言って、守秘義務違反等に問われたりすることはありません。また、相談した人を特定させるものを漏らすこともありません。

高 齢 者 虐 待 発 見 チェ ッ ク リ ス ト

参考「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」（千葉県健康福祉部）より

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として以下のものがあります。複数のものにあてはまると疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。※該当する項目にチェックをしてください。

☆身体的暴力による虐待のサイン

チェック欄	サ イ ン 例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家に帰りたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。
	身体に縛られた跡や拘束された形跡がある。

☆心理的障害を与える虐待のサイン

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。

☆性的暴力による虐待のサイン

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器から出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
	理由もなく、入浴や排泄などの介助を突然拒む。
	性病にかかっている。
	睡眠障害がある。

☆経済的虐待のサイン

	年金や財産収入等があることは明白なのににもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービス利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

☆介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待（自己放任含む）のサイン

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつが散乱している。
	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調、脱水状態、体重減少がある。
	排泄物の処理がされていない。
	必要な薬を飲んでいない。
	必要な器具（めがね、入れ歯、補聴器等）を与えない。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

☆家族の状況に見られるサイン

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	高齢者に面会させない。
	高齢者に対する質問に養護者が全て答えてしまう。
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

☆地域からのサイン

	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
	昼間でも雨戸が閉まっている。
	庭や家屋の手入れがされていない、また放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になってる、電気メーターがまわっていない。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払を滞納している。
	気候や天候が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、また嫌がられる。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	道路に座り込んでいたり、徘徊している。

☆その他のサイン

	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。
	表情に反応がない。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	睡眠障害がみられる。

(2) 虐待の相談窓口

養護者による虐待の相談窓口は、最寄りの地域包括支援センターまたは市の高齢者福祉課です。

【市役所の相談窓口】

名称	所在地	電話・FAX
印西市高齢者福祉課 包括支援係	大森2364-2	☎ 33-4593
		FAX 40-3881

【地域包括支援センター】

印西北部地域包括支援センター	大森 2551-4 TEL: 85-4085
担当地区	
木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東・平岡・小林・小林北・小林浅間・小林大門下・大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・発作・相嶋・浅間前・浦部・浦部村新田・白幡・浦幡新田・高西新田・小倉・和泉・牧の台	
印西南部地域包括支援センター	中央南1-4-3コスモスパレット(中央駅前地域交流館)パレットⅡ内 TEL: 37-3120
担当地区	
小倉台・大塚・牧の木戸・木刈・武西学園台・戸神台・中央北・中央南・内野・原山・高花	
船穂地域包括支援センター	草深924 そうふけふれあいの里内 TEL: 29-4001
担当地区	
武西・戸神・船尾・松崎・松崎台・結縁寺・多々羅田・草深・東の原・西の原・原・泉・泉野	
印旛地域包括支援センター	美瀬1-25 印旛支所分庁舎内 TEL: 33-7062
担当地区	
瀬戸・山田・平賀・平賀学園台・吉高・萩原・松虫・岩戸・師戸・鎌苅・大廻・造谷・つくりや台・吉田・美瀬・舞姫・若萩	
本埜地域包括支援センター	笠神2587 本埜支所内 TEL: 85-4845
担当地区	
中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田飛地・滝・物木・笠神・行徳・川向・下曾根・中・萩埜・桜野・押付・佐野屋・和泉屋・甚兵衛・立埜原・松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭・安食ト杭・将監・本埜小林・滝野・みどり台・牧の原	

(3) 介護している家族のおもい

地域の温かい見守りや声掛けは、日々、介護している人にとってはうれしいものです。介護をしている家族の『おもい』に耳を傾けてください。



言葉による意思の疎通ができなくなった。イラつくとい心伝心で本人に伝わってしまう。「大嫌い」と言われたこともある。優しく接することの意味が良くわかるようになった。

歩くことが困難になり始めた頃は「一緒に死んでしまおうか」と思った。本人がまだ「死にたくない」と言ったので思いとどまった。

おむつを替えたあと、「大変だったよ」と誰かに言えるのと言えないのでは大変さが違う。言ったあとで「大変だったね」と相手に聞いてもらえることで何とかやれる。

認知症が病気だとわかってからは、「大変なのは本人」と思って生活している。

どんなになっても、どんなことをしても、母らしく自分のために生きてほしい。認知症のことを早く気付いてあげていたらと思う。ごめんなさい。

本人に対する援助はあっても、家族に対する援助は少ない。言葉の交わしあいなど些細なことでも構わない。



認知症サポーター養成講座を受講したり、見守り活動をおこなったり、地域で見かけたら声をかけたり、ちょっとした支援はいつでもだれでもできます。

